

出雲市生活支援サービス等情報提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の地域を基盤とした暮らしの支援のため、高齢者の生活に資する多様な支援サービス等（以下「生活支援サービス等」という。）の情報提供について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機関、団体や民間企業等の事業所（以下「事業所」という。）が出雲市で提供する生活支援サービス等の情報を高齢者や家族及びその人たちを支援する者に提供し、高齢者の暮らしを支援することを目的とする。

(事業の名称)

第3条 事業の名称は出雲市生活支援サービス等情報提供事業（以下「事業」という。）とする。なお、市民に親しみやすく利用していただくために、通称を「てごナビ」とする。

(情報掲載媒体)

第4条 情報掲載媒体は、インターネットによる電子媒体または紙媒体によるものとする。

(情報掲載する内容)

第5条 掲載する情報は、事業所が現に提供しているサービス等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、介護保険等の社会保険制度に基づく公的サービスは除くものとする。

(1) 弁当の配達サービス

弁当を定期的に自宅まで届けるサービス

(2) 食材・日用品の配達、移動販売サービス

店舗で購入した品物や注文した品物を自宅まで届けるサービス及び車輛等による移動販売サービス

(3) 家事支援・生活支援サービス

買物や掃除、調理、洗濯等の家事を支援するサービス及び外出の付添い、草取りや託児など生活を支援するサービス

(4) 福祉タクシーサービス

介護タクシーや介助付タクシーサービス

(5) 訪問理美容サービス

自宅等に訪問し散髪やカットをするサービス

(6) その他の生活支援・社会参加に資するサービス

(1) から (5) に該当しないサービスで、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が適当と認める高齢者向けの生活支援・社会参加に資するサービス

（情報掲載できない事業所）

第6条 次の各号のいずれかに該当する事業所は掲載しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの
- (4) 政治性、宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (7) 高齢者の保護の観点から適切でないもの
- (8) その他、情報の掲載が好ましくないと市社協が認めるもの

（情報掲載内容等の審査）

第7条 市社協は、この要綱に基づき、掲載内容や申請者に関する審査を行い、掲載の可否を判断することとする。

（申請に関する手続等）

第8条 事業に情報掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式第1号）を市社協に提出することにより、申請するものとする。

2 市社協は、情報掲載の可否を申請者に通知する。

3 市社協は、提出された申請書に不備があるときは、申請者に補正を求めるものとする。

（掲載内容の変更・取消）

第9条 掲載事業所は、情報掲載内容に変更がある場合は、変更届出書（様式第2号）により、市社協に届出を行うものとする。

2 掲載事業所は、情報掲載を取り消す場合は、変更届出書により市社協に届出を行うものとする。

（個人情報の保護）

第10条 市社協は、申請書に記載された個人情報については、事業の目的以外には使用せず、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき適正な保護・管理を行うものとする。

（情報掲載の削除）

第11条 市社協は、掲載事業所が第6条に該当することが判明した場合は、掲載事業所に通

知することなく掲載情報を削除できるものとする。

(利用料)

第 12 条 この事業の利用料は無料とする。

(免責事項)

第 13 条 市社協は、情報掲載媒体で提供する掲載情報等について、その完全性、正確性、安全性又は最新性等に関して保証するものではなく、一切の責任を負わないものとする。

2 市社協は、掲載事業所と情報掲載媒体の利用者又は第三者との間に生じたトラブル等について、一切の責任を負わないものとする。

(要綱の変更)

第 14 条 市社協は、掲載事業所の了承を得ることなく、この要綱を随時変更することができるものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。